

添付書類

平成26年度

財 務 諸 表 及 び 決 算 報 告 書  
に 関 す る 監 事 か ら の 報 告

独立行政法人

交通安全環境研究所

## 監 査 報 告 書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項並びに独立行政法人交通安全環境研究所監事監査規程（以下「監査規程」という。）2条の規定に基づき、独立行政法人交通安全環境研究所（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務並びに事業報告書、決算報告書及び財務諸表について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査委員会（事務局：総務課）、業績評価部門（事務局：企画室）その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、所議その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び熊谷自動車試験場において業務及び財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人が実施する当該事業年度に係る業務の監査を行った。

### II 監査結果

#### 1 法令遵守状況及び中期目標達成状況

法人の業務は法令等を遵守して適切に実施されている。また、中期目標については進捗状況についても定期的に所議の場で報告されるなど、目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的な運営がなされていることを確認した。

## 2 法人の内部統制システムの整備とその運用状況

内部統制システムは、適切に整備され運用されていると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、指摘すべき事項は認められない。

## 3 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。

## 4 財務諸表等

財務諸表及び決算報告書に係る会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

## 5 事業報告書

事業報告書が、法令に従い、法人の状況を正しく示していると認める。

## 6 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由等

監事監査の遂行が適切に行われる体制が確保された。

# Ⅲ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

i) 給与水準の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定）

給与水準については、国家公務員給与に準じて決められており、専門性を有する研究員は民間給与に比して高すぎるレベルにないと認められ、特に問題がないものと判断した。

ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定））

随意契約から競争性のある契約に振り返ることは徹底しており、適切に運営されている。26年度は関東地方整備局に建物の設計監理を依頼したため、多額の建築費計上のため随意契約の比率が高まっているが、関東地方整備局では競争性のある契約を建築業者等としていることを確認しており、これを除けば随意契約の比率は上昇していないことが認められる。

iii) 法人の長の報酬水準の妥当性（25年12月閣議決定）

妥当であると認められる。

iv) 内部統制の状況及び情報開示の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）

ホームページなどを通じて適切な情報開示が行われていると認められる。

v) 保有資産の見直し（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定））

保有資産を見直しの上、効率的な利用がされているものと認められる。

#### Ⅳ 既往の監事監査における指摘事項に係る改善状況についての意見（注20）

該当する監事指摘事項はない。また、監事監査中に指摘した事項は改善されていることを認める。

#### Ⅴ（異なる監査意見がある場合）

監事間で特に異なる意見はなかった。

平成27年6月25日

独立行政法人交通安全環境研究所

監事（非常勤）長谷部 繁 

監事（非常勤）伊藤 正文 

（自 署）

国土交通大臣  
太田 昭 宏 殿

## 監 査 報 告 書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項並びに独立行政法人交通安全環境研究所監事監査規程（以下「監査規程」という。）2条の規定に基づき、独立行政法人交通安全環境研究所（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務並びに事業報告書、決算報告書及び財務諸表について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査委員会（事務局：総務課）、業績評価部門（事務局：企画室）その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、所議その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び熊谷自動車試験場において業務及び財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確認するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人が実施する当該事業年度に係る業務の監査を行った。

### II 監査結果

#### 1 法令遵守状況及び中期目標達成状況

法人の業務は法令等を遵守して適切に実施されている。また、中期目標については進捗状況についても定期的に所議の場で報告されるなど、目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的な運営がなされていることを確認した。

## 2 法人の内部統制システムの整備とその運用状況

内部統制システムは、適切に整備され運用されていると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、指摘すべき事項は認められない。

## 3 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。

## 4 財務諸表等

財務諸表及び決算報告書に係る会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

## 5 事業報告書

事業報告書が、法令に従い、法人の状況を正しく示していると認める。

## 6 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由等

監事監査の遂行が適切に行われる体制が確保された。

# Ⅲ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

i) 給与水準の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定）

給与水準については、国家公務員給与に準じて決められており、専門性を有する研究員は民間給与に比して高すぎるレベルにないと認められ、特に問題がないものと判断した。

ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定））

随意契約から競争性のある契約に振り返ることは徹底しており、適切に運営されている。

26年度は関東地方整備局に建物の設計監理を依頼したため、多額の建築費計上のため随意契約の比率が高まっているが、関東地方整備局では競争性のある契約を建築業者等としていることを確認しており、これを除けば随意契約の比率は上昇していないことが認められる。

iii) 法人の長の報酬水準の妥当性（25年12月閣議決定）

妥当であると認められる。

iv) 内部統制の状況及び情報開示の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）

ホームページなどを通じて適切な情報開示が行われていると認められる。

v) 保有資産の見直し（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定））

保有資産を見直しの上、効率的な利用がされているものと認められる。

Ⅳ 既往の監事監査における指摘事項に係る改善状況についての意見（注20）

該当する監事指摘事項はない。また、監事監査中に指摘した事項は改善されていることを認める。

Ⅴ（異なる監査意見がある場合）

監事間で特に異なる意見はなかった。

平成27年6月25日

独立行政法人交通安全環境研究所

監事（非常勤） 長谷部 繁 

監事（非常勤） 伊藤 正文 

（自 署）